

【中国】野生動物保護法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2016年7月2日、絶滅危惧種を始めとする野生動物とその生息地の保護強化、野生動物の利用規制の厳格化と罰則強化等を目的として、野生動物保護法が改正された。

1 背景と経緯

中国の野生動物保護法は1988年11月8日に制定され、2004年にごく一部分改正されたが、ほとんどが制定時のままである。近年、中国では環境保護法の改正（2014年）など、生態系保護の強化を目的として様々な法整備が進められており、その一環として野生動物保護法の改正も課題となっていた。漢方薬や食用に供される野生動物の乱獲等も深刻な問題であり、法的規制の強化が必要とされていた。

野生動物保護法改正案は、2015年12月、第12期全国人民代表大会常務委員会第18回会議に提出されて第1回審議、その後意見公募を経て法案が修正され、2016年4月の同第20回会議で第2回審議、その後再び意見公募を経て法案が再修正された後、同年6月の同第21回会議で第3回審議が行われ、7月2日に可決、成立した。同日公布された改正法は、2017年1月1日から施行される（注1）。

改正法は、全42か条の旧法より16か条増えて全58か条となった。保護対策重視の方針の徹底、利用規制の厳格化、野生動物生息地の保護強化、罰則の強化等が改正の主な内容となっている。

2 改正野生動物保護法の構成と主な内容

(1) 構成

第1章：総則（第1条～第9条）、第2章：野生動物及びその生息地の保護（第10条～第19条）、第3章：野生動物の管理（第20条～第41条）、第4章：法的責任（第42条～第57条）、第5章：附則（第58条）。

(2) 立法目的

野生動物を保護し、貴重な、絶滅の危機に瀕した野生動物を救い、生物多様性と生態系バランスを維持し、生態系に十分配慮した社会を構築することを目的とする（第1条）。

(3) 基本原則

野生動物は国の所有であり、国は、法に従って学術研究、人工繁殖等の野生動物保護関連の活動を行う組織及び個人の合法的権利利益を保障する（第3条）。県級以上の人民政府は、野生動物とその生息地（野生種の群れが多数生息している重要区域をいう。）の保護に関する計画及び措置を策定し、野生動物保護経費を予算化しなければならない（第5条）。

いかなる組織及び個人も、野生動物とその生息地を保護する義務を負い、野生動物の違法な捕獲、その生息地の破壊を行ってはならない（第6条）。

(4) 野生動物保護の級別管理

国は、重点的保護を行う貴重な、絶滅の危機に瀕した野生動物（国家重点保護野生動物）を、科学的評価に基づき 1 級保護野生動物と 2 級保護野生動物に分け、そのリストを作成して公表し、5 年ごとにリストの見直しを行う。国家レベルのほか、省・自治区・直轄市レベルでも同様に、重点保護野生動物のリストの作成及び公表を行う。また、重要な生態的、科学的及び社会的価値を有する陸生野生動物のリストについては、国が科学的評価に基づき作成及び公表を行う。（第 10 条）

(5) 野生動物の遺伝資源の保護

国は、野生動物の遺伝資源に係る保護・利用計画を策定し、国家野生動物遺伝資源ジーンバンクを構築し、中国原産の貴重な、絶滅の危機に瀕した野生動物の遺伝資源を重点的に保護しなければならない（第 17 条）。

(6) 人との共生と損失補償

地方人民政府は、野生動物による被害を防止し、人と家畜の安全と農林業生産を保障するための措置を講じなければならない（第 18 条）。

この法律に従い保護された野生動物により、死亡者又は農作物その他の財産の損失が出たときは、現地の人民政府が補償を行う。また、国家重点保護野生動物による被害を防止するための措置及び損失補償を行うために地方人民政府が必要とする経費は、国家予算から補助を行う。（第 19 条）

(7) 国家重点保護野生動物の人工繁殖

国家重点保護野生動物の人工繁殖は、種の保存とその研究に役立つものでなければならず、野生種の群れに悪影響を及ぼすことなく、かつ、野生動物の習慣に基づき必要な生息空間等を確保し、適切な設備等を備え、野生動物を虐待することなく行わなければならない（第 26 条）。

(8) 野生動物の利用規制の強化

県級以上の人民政府は、学術研究、人工繁殖、展示等を目的とする野生動物及びその製品（完全な個体、個体の一部、卵及びその派生品をいう。以下同じ。）の利用に対し、監督及び管理を行わなければならない（第 34 条）。

国家重点保護野生動物及びその製品については、売買及び利用を行ってはならない。ただし、学術研究、人工繁殖、展示、文化財保護又はその他特別な事情により、その売買及び利用が必要であるときは、省・自治区・直轄市人民政府による承認を受け、かつ、当該動物及びその製品について専用標識を用いた追跡を可能としなければならない。（第 27 条）

(9) 野生回帰に係る規制

いかなる組織及び個人も、野生動物を野外の環境に戻すときは、当該野外環境での生息に適した国内種を選ばなければならない。外来種等を野外環境に戻したことにより、地域住民の生活、生産活動又は生態系に被害が生じたときは、法的責任が課される。（第 38 条）

注（インターネット情報は 2016 年 7 月 14 日現在である。）

(1) 「中华人民共和国野生动物保护法」中国人大网 <http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-07/04/content_1993249.htm>